

甲南大学大学院学則新旧対照表

変更案	現 行
<p>○甲南大学大学院学則</p> <p style="text-align: right;">昭和39年3月31日 認可</p> <p style="text-align: right;">改正 昭和39年10月22日 省 略（現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">平成26年4月25日 平成27年2月27日 <u>平成28年2月26日</u> 平成28年3月29日</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 甲南大学大学院は、甲南大学の教育精神に基づいて育成された一般的及び専門的教養を基盤として、 学術の理論と応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い 学識及び卓越した能力を培い、人類文化の向上発展と社会福祉の増進に貢献することを目的とする。</p> <p>2 <u>専門職大学院は、学術の理論と応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識 及び卓越した能力を培うことを目的とするもので、別に規則を定める。</u></p> <p>3 甲南大学大学院に修士課程及び博士課程を置く（以下、<u>両課程を表示する場合は「大学院」という。</u>）。</p> <p>4 修士課程は、学部における一般的及び専門的教養を基礎とし、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻 分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うも のとする。</p> <p>5 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業 務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。</p> <p>6 博士課程は、これを前期2年の課程（以下、修士課程として取り扱うものとする。）及び後期3年の課程（以下 「博士後期課程」という。）に区分する。</p> <p>7 削除</p> <p>8 削除</p> <p>第1条の2 省 略（現行どおり）</p>	<p>○甲南大学大学院学則</p> <p style="text-align: right;">昭和39年3月31日 認可</p> <p style="text-align: right;">改正 昭和39年10月22日 省 略</p> <p style="text-align: right;">平成26年4月25日 平成27年2月27日</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 甲南大学大学院は、甲南大学の教育精神に基づいて育成された一般的及び専門的教養を基盤として、 学術の理論と応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い 学識及び卓越した能力を培い、人類文化の向上発展と社会福祉の増進に貢献することを目的とする。</p> <p>2 甲南大学大学院に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。</p> <p>3 修士課程は、学部における一般的及び専門的教養を基礎とし、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻 分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うも のとする。</p> <p>4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業 務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。</p> <p>5 博士課程は、これを前期2年の課程（以下、修士課程として取り扱うものとする。）及び後期3年の課程（以 下「博士後期課程」という。）に区分する。</p> <p>6 <u>専門職学位課程は、学術の理論と応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学 識及び卓越した能力を培うことを目的とする。</u></p> <p>7 <u>専門職学位課程のうち、会計専門職を養成することを目的とするものは、当該課程に関し、専門職大学院 設置基準に基づき、会計専門職専攻（専門職学位課程）とする。（以下、修士課程、博士後期課程及び会計 専門職専攻を表示する場合は「大学院」という。）</u></p> <p>8 <u>専門職学位課程のうち、専ら法曹養成のため教育を行うことを目的とするものは、当該課程に関し、専門 職大学院設置基準の法科大学院とし、別に規則を定める。</u></p> <p>第1条の2 省 略</p>

第1条の4

第2章 研究科の組織、教育目標及び収容定員

第2条 大学院には、次の研究科及び専攻を置く。

研究科	専攻	課程
人文科学研究科	日本語日本文学専攻	修士課程・博士後期課程
	英語英米文学専攻	修士課程・博士後期課程
	応用社会学専攻	修士課程・博士後期課程
	人間科学専攻	修士課程・博士後期課程
自然科学研究科	物理学専攻	修士課程・博士後期課程
	化学専攻	修士課程
	生物学専攻	修士課程
	生命・機能科学専攻	博士後期課程
	知能情報学専攻	修士課程・博士後期課程
社会科学研究科	経済学専攻	修士課程
	経営学専攻	修士課程・博士後期課程
フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻	修士課程・博士後期課程

第2条の2 各研究科・専攻における人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標は次のとおりとする。

研究科	専攻	人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標
人文科学研究科	修士課程	省 略（現行どおり）
	博士後期課程	省 略（現行どおり）
自然科学研究科	修士課程	省 略（現行どおり）
	博士後期課程	省 略（現行どおり）
社会科学研究科	修士課程	省 略（現行どおり）
	博士後期課程	経営学専攻 省 略（現行どおり）
フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻	省 略（現行どおり）

第1条の4

第2章 研究科の組織、教育目標及び収容定員

第2条 大学院には、次の研究科及び専攻を置く。

研究科	専攻	課程
人文科学研究科	日本語日本文学専攻	修士課程・博士後期課程
	英語英米文学専攻	修士課程・博士後期課程
	応用社会学専攻	修士課程・博士後期課程
	人間科学専攻	修士課程・博士後期課程
自然科学研究科	物理学専攻	修士課程・博士後期課程
	化学専攻	修士課程
	生物学専攻	修士課程
	生命・機能科学専攻	博士後期課程
	知能情報学専攻	修士課程・博士後期課程
社会科学研究科	経済学専攻	修士課程
	経営学専攻	修士課程・博士後期課程
	会計専門職専攻	専門職学位課程
フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻	修士課程・博士後期課程

第2条の2 各研究科・専攻における人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標は次のとおりとする。

研究科	専攻	人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標
人文科学研究科	修士課程	省 略
	博士後期課程	省 略
自然科学研究科	修士課程	省 略
	博士後期課程	省 略
社会科学研究科	修士課程	省 略
	博士後期課程	経営学専攻 省 略
	専門職学位課程	会計専門職専攻 経済社会の激しい変化に対応して、実践的かつ創造的な活動ができるように、高度な専門性と広い学識を持つ会計専門職を養成する。これらの人材養成上、学生が修得すべき能力として、高い倫理観、国際感覚及びIT能力とともに、企業等が直面する問題を発見し、分析・解決する能力を求めらる。
フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻	省 略

ンテ		政	
ィア	博士後期課程	生命化学専攻	省略（現行どおり）
サイ			
エンス			
研究科			

第3条 研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文科学研究科	日本語日本文学専攻	5	10	2	6
	英語英米文学専攻	6	12	3	9
	応用社会学専攻	5	10	2	6
	人間科学専攻	10	20	3	9
	計	26	52	10	30
自然科学研究科	物理学専攻	12	24	3	9
	化学専攻	12	24	—	—
	生物学専攻	5	10	—	—
	生命・機能科学専攻	—	—	3	9
	知能情報学専攻	6	12	2	6
	計	35	70	8	24
社会科学研究科	経済学専攻	10	20	—	—
	経営学専攻	10	20	3	9
	計	20	40	3	9
フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻	10	20	1	3

第3章 授業科目、研究指導及び履修方法

第4条 大学院の教育は、授業科目の授業、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によつて行うものとする。

2 削除

第4条の2 教育、研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生に

ンテ		政	
ィア	博士後期課程	生命化学専攻	省略
サイ			
エンス			
研究科			

第3条 研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
人文科学研究科	日本語日本文学専攻	5	10	2	6	—	—
	英語英米文学専攻	6	12	3	9	—	—
	応用社会学専攻	5	10	2	6	—	—
	人間科学専攻	10	20	3	9	—	—
	計	26	52	10	30	—	—
自然科学研究科	物理学専攻	12	24	3	9	—	—
	化学専攻	12	24	—	—	—	—
	生物学専攻	5	10	—	—	—	—
	生命・機能科学専攻	—	—	3	9	—	—
	知能情報学専攻	6	12	2	6	—	—
	計	35	70	8	24	—	—
社会科学研究科	経済学専攻	10	20	—	—	—	—
	経営学専攻	10	20	3	9	—	—
	会計専門職専攻	—	—	—	—	—	30
	計	20	40	3	9	—	30
フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻	10	20	1	3	—	—

第3章 授業科目、研究指導及び履修方法

第4条 修士課程及び博士後期課程の教育は、授業科目の授業、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によつて行うものとする。

2 会計専門職専攻（専門職学位課程）は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じた必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。また、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分あげられるような適当な人数とする。

第4条の2 修士課程及び博士後期課程においては、教育、研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めるこ

ついて認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第5条 各研究科における授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

2 削除

第5条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。

2 前項の研究指導は、第32条に規定する研究指導教員が行うものとする。

3 削除

第5条の3

| 省略（現行どおり）

第6条の2

第4章 標準修業年限及び最長在学年数

第7条 大学院の標準修業年限については、次のとおり定める。

- (1) 修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- (2) 博士課程の標準修業年限は、5年とする。なお、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。
- (3) 削除

第8条 大学院における最長在学年数は、次のとおりとする。

- (1) 修士課程 4年
- (2) 博士後期課程 6年
- (3) 削除

2 修士課程、博士後期課程において、第23条の規定により再入学した者の最長在学年数は、前項に規定する年数から大学院委員会の審議を経て学長が承認した再入学前の在学年数を控除した年数とする。

3 削除

第8条の2 学生が、職業を有している等の事情により、第7条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 前項の規定により長期履修を認めることのできる履修期間は、次のとおりとする。

- (1) 修士課程 4年
- (2) 博士後期課程 6年
- (3) 削除

3 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

とができる。ただし、修士課程の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第5条 各研究科における授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

2 会計専門職専攻（専門職学位課程）は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別表第1に定める。

第5条の2 修士課程及び博士後期課程の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。

2 前項の研究指導は、第32条に規定する研究指導教員が行うものとする。

3 会計専門職専攻（専門職学位課程）の教育は、その目的を達成しうる実践的な教育を行うよう専攻分野に応じた事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

第5条の3

| 省略

第6条の2

第4章 標準修業年限及び最長在学年数

第7条 大学院の標準修業年限については、次のとおり定める。

- (1) 修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- (2) 博士課程の標準修業年限は、5年とする。なお、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。
- (3) 会計専門職専攻（専門職学位課程）の標準修業年限は、2年とする。

第8条 大学院における最長在学年数は、次のとおりとする。

- (1) 修士課程 4年
- (2) 博士後期課程 6年
- (3) 会計専門職専攻（専門職学位課程） 4年

2 修士課程、博士後期課程において、第23条の規定により再入学した者の最長在学年数は、前項に規定する年数から大学院委員会の審議を経て学長が承認した再入学前の在学年数を控除した年数とする。

3 会計専門職専攻において、第23条及び第23条の2の規定により入学を許可した者の最長在学年数は、第1項第3号に規定する年数と第23条の3の規定により認定する在学すべき年数から算定する。

第8条の2 学生が、職業を有している等の事情により、第7条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 前項の規定により長期履修を認めることのできる履修期間は、次のとおりとする。

- (1) 修士課程 4年
- (2) 博士後期課程 6年
- (3) 会計専門職専攻（専門職学位課程） 4年

3 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第5章 課程修了の認定並びに学位及びその授与

第9条 省 略（現行どおり）

第9条の2 研究、教育上有益と認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）との協議に基づき、学生に当該大学の大学院の授業科目を履修させることがある。

2 前項により修得した単位は、10単位を限度として、大学院において修得した単位とみなすことができる。

3 第1項の規定に基づく外国留学（以下「留学」という。）に関しては、この学則に定めるもののほか別に定める。

第9条の3 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、10単位を超えないものとする。

第9条の4 第9条の2及び第9条の3により修得したものとみなす単位数は、併せて10単位を超えないものとする。

第9条の5 削除

2 削除

第9条の6 削除

2 削除

第10条 省 略（現行どおり）

第11条 最終試験は、所定の単位を修得し、学位論文を提出した者について、その論文を中心とし、それに関連のある授業科目について行う。

第12条 論文の審査及び最終試験は、研究科委員会が行う。

第13条 修士課程において、2年以上在学し、専攻ごとに定められた授業科目を所定の単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者は、修士課程を修了したものと認める。ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間に関しては1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、研究科において適当と認めるときは、特定の課題について研究の成果の審査をもつて修士論文の審査に代えることができる。

3 博士課程において、5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程にお

第5章 課程修了の認定並びに学位及びその授与

第9条 省 略

第9条の2 修士課程及び博士後期課程において、研究、教育上有益と認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）との協議に基づき、学生に当該大学の大学院の授業科目を履修させることがある。

2 前項により修得した単位は、10単位を限度として、大学院において修得した単位とみなすことができる。

3 第1項の規定に基づく外国留学（以下「留学」という。）に関しては、この学則に定めるもののほか別に定める。

第9条の3 修士課程及び博士後期課程において、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなす単位数は、10単位を超えないものとする。

第9条の4 第9条の2及び第9条の3により修得したものとみなす単位数は、併せて10単位を超えないものとする。

第9条の5 会計専門職専攻（専門職学位課程）は、教育上有益と認めるときは、学生が会計専門職専攻の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、24単位を超えない範囲で、会計専門職専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。

第9条の6 会計専門職専攻（専門職学位課程）は、教育上有益と認めるときは、学生が会計専門職専攻に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、会計専門職専攻に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学、転入学等の場合を除き、会計専門職専攻において修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第2項の規定により会計専門職専攻において修得したものとみなす単位数と合わせて、24単位を超えないものとする。

第10条 省 略

第11条 修士課程及び博士後期課程における最終試験は、所定の単位を修得し、学位論文を提出した者について、その論文を中心とし、それに関連のある授業科目について行う。

第12条 修士課程及び博士後期課程における論文の審査及び最終試験は、研究科委員会が行う。

第13条 修士課程において、2年以上在学し、専攻ごとに定められた授業科目を所定の単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者は、修士課程を修了したものと認める。ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間に関しては1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、研究科において適当と認めるときは、特定の課題について研究の成果の審査をもつて修士論文の審査に代えることができる。

3 博士課程において、5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程にお

る2年の在学期間を含む。)以上在学し、専攻ごとに定められた授業科目を所定の単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、博士課程を修了したものと認める。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者が博士課程において、修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、専攻ごとに定められた授業科目を所定の単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、博士課程を修了したものと認める。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては3年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

5 前2項の規定にかかわらず第18条第2号から第7号の規定により、博士後期課程に入学した者が3年以上在学し、専攻ごとに定められた授業科目を所定の単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、博士課程を修了したものと認める。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては1年以上在学すれば足りるものとする。

6 削除

7 削除

第14条 前条による修士又は博士の課程を修了した者には、大学院研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て、学長が学位を授与する。

2 学位の名称は、次のとおりとする。

(1) 修士の学位

人文科学研究科	日本語日本文学専攻	修士(文学)
	英語英米文学専攻	修士(文学)
	応用社会学専攻	修士(社会学)
	人間科学専攻	修士(文学)
	自然科学研究科	物理学専攻
自然科学研究科	化学専攻	修士(理学)
	生物学専攻	修士(理学)
	知能情報学専攻	修士(工学)、修士(理学)又は修士(情報学)
	社会科学研究科	経済学専攻
社会科学研究科	経営学専攻	修士(経営学)

る2年の在学期間を含む。)以上在学し、専攻ごとに定められた授業科目を所定の単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、博士課程を修了したものと認める。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項ただし書の規定による在学期間をもつて修士課程を修了した者が博士課程において、修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、専攻ごとに定められた授業科目を所定の単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、博士課程を修了したものと認める。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては3年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

5 前2項の規定にかかわらず第18条第2号から第7号の規定により、博士後期課程に入学した者が3年以上在学し、専攻ごとに定められた授業科目を所定の単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、博士課程を修了したものと認める。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関しては1年以上在学すれば足りるものとする。

6 会計専門職専攻(専門職学位課程)の修了要件は、会計専門職専攻に2年以上在学し、52単位以上を修得することとする。

7 会計専門職専攻は、第9条の6第1項の規定により会計専門職専攻に入学する前に修得した単位(学校教育法の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を会計専門職専攻において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により会計専門職専攻の教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で会計専門職専攻が定める期間在学したものとみなすことができる。

第14条 前条による修士、博士又は会計専門職専攻(専門職学位課程)の課程を修了した者には、大学院研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て、学長が学位を授与する。

2 学位の名称は、次のとおりとする。

(1) 修士の学位

人文科学研究科	日本語日本文学専攻	修士(文学)
	英語英米文学専攻	修士(文学)
	応用社会学専攻	修士(社会学)
	人間科学専攻	修士(文学)
	自然科学研究科	物理学専攻
自然科学研究科	化学専攻	修士(理学)
	生物学専攻	修士(理学)
	知能情報学専攻	修士(工学)、修士(理学)又は修士(情報学)
	社会科学研究科	経済学専攻
社会科学研究科	経営学専攻	修士(経営学)

フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻	修士（理工学）
(2) 博士の学位		
人文科学研究科	日本語日本文学専攻	博士（文学）
	英語英米文学専攻	博士（文学）
	応用社会学専攻	博士（社会学）
	人間科学専攻	博士（文学）
自然科学研究科	物理学専攻	博士（理学）
	生命・機能科学専攻	博士（理学）
	知能情報学専攻	博士（工学）、博士（理学）又は博士（情報学）
社会科学研究科	経営学専攻	博士（経営学）
フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻	博士（理工学）

(3) 削除

第15条 省 略（現行どおり）

第6章 学年、学期及び休業日

第16条 省 略（現行どおり）

第7章 入学、留学、休学、退学及び除籍

第17条 省 略（現行どおり）

第17条の2 削除

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 削除
- (6) 削除
- (7) 削除
- (8) 削除
- (9) 削除

フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻	修士（理工学）
(2) 博士の学位		
人文科学研究科	日本語日本文学専攻	博士（文学）
	英語英米文学専攻	博士（文学）
	応用社会学専攻	博士（社会学）
	人間科学専攻	博士（文学）
自然科学研究科	物理学専攻	博士（理学）
	生命・機能科学専攻	博士（理学）
	知能情報学専攻	博士（工学）、博士（理学）又は博士（情報学）
社会科学研究科	経営学専攻	博士（経営学）
フロンティアサイエンス研究科	生命化学専攻	博士（理工学）

(3) 専門職の学位

社会科学研究科	会計専門職専攻	会計修士（専門職）
---------	---------	-----------

第15条 省 略

第6章 学年、学期及び休業日

第16条 省 略

第7章 入学、留学、休学、退学及び除籍

第17条 省 略

第17条の2 会計専門職専攻（専門職学位課程）に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、専門職学位課程の授業を履修するに適当と認められた者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされる者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 入学時に、大学に3年以上在籍又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めた者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、本大学院が大学院における教育を

(10) 削除

第18条 省略（現行どおり）

第18条の2 入学の時期は、学年初めとする。

第18条の3 省略（現行どおり）

第19条 削除

第20条 省略（現行どおり）

第20条の2 省略（現行どおり）

第21条 疾病その他やむを得ない理由により休学を願い出る者があるときは、学長は、これを許可することができる。

2 疾病のため修学に適さないと認められる者については、学長が休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、継続2年を超えることができない。

4 休学の期間は、第8条に規定する最長在学年数に算入しない。

5 休学期間中に復学を願い出る者があるときは、学長は、これを許可することができる。

第22条 疾病その他やむを得ない理由によつて退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

2 博士後期課程において、所定の単位を修得した者が退学しようとするときも前項に準ずる。

第23条 前条により退学した者が再入学を願い出たときは、選考の上、学長は、これを許可することができる。

第23条の2 削除

第23条の3 削除

第24条 省略（現行どおり）

第25条 省略（現行どおり）

第7章の2 外国人留学生

第25条の2 省略（現行どおり）

2 外国人留学生の受入れについては、別に定める。

第7章の3 科目等履修生、研究生、聴講生及び研修生

第25条の3

| 省略（現行どおり）

受けるにふさわしい学力があると認めたる者

(10) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院が認めたる者で、22歳に達した者

第18条 省略

第18条の2 入学の時期は、学年初めとする。ただし、会計専門職専攻（専門職学位課程）においては、学年又は学期初めとする。

第18条の3 省略

第19条 削除

第20条 省略

第20条の2 省略

第21条 疾病その他やむを得ない理由により休学を願い出る者があるときは、学長は、これを許可することができる。

2 疾病のため修学に適さないと認められる者については、学長が休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、継続2年を超えることができない。加えて、会計専門職専攻（専門職学位課程）において、休学の期間は、通算して会計専門職専攻の標準修業年限を超えることができない。

4 休学の期間は、第8条に規定する最長在学年数に算入しない。

5 休学期間中に復学を願い出る者があるときは、学長は、これを許可することができる。

第22条 疾病その他やむを得ない理由によつて退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

2 博士後期課程において、所定の単位を修得した者が退学しようとするときも前項に準ずる。

第23条 前条により退学した者が再入学を願い出たときは、選考の上、学長は、これを許可することができる。

第23条の2 会計専門職を養成することを目的とする他の大学院に在学する者が、会計専門職専攻（専門職学位課程）に転入学を希望するときは、選考の上、学長は、これを許可することができる。

第23条の3 会計専門職専攻（専門職学位課程）において、前2条の規定により入学を許可する者が既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、会計専門職専攻教授会及び大学院委員会において認定する。

第24条 省略

第25条 省略

第7章の2 外国人留学生

第25条の2 省略

2 外国人留学生の受入れについては、別に定める。

第7章の3 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講生及び研修生

第25条の3

| 省略

第25条の5

第25条の6 削除

第25条の7 会計専門職専攻（専門職学位課程）を修了した者で、高度の専門性を要する職業等に必要能力をさらに養うため、担当教員のもとで研修を希望する者（以下「研修生」という。）があるときは、教育に支障のない場合に限り、学長は、研修生として許可することができる。

2 会計専門職専攻研修生規程については、別に定める。

第8章 入学受験料、科目等履修生検定料、研究生申請料、聴講生検定料、入学金、授業料、研究実験費、心理特別実習費、施設設備費、在籍料、科目等履修料、研究生料、聴講料及び研修料

第26条 省略（現行どおり）

第27条 省略（現行どおり）

第28条 学生は、別表第4の（1）に定める授業料を納付しなければならない。

2 自然科学研究科及びフロンティアサイエンス研究科に在学する者は、別に別表第4の（2）に定める研究実験費を納付しなければならない。

3 人文科学研究科人間科学専攻（心理臨床分野）に在学する者は、別に別表第4の（3）に定める心理特別実習費を納付しなければならない。

4 削除

5 休学中の者は、別表第4の（4）に定める在籍料を納付しなければならない。

第28条の2

| 省略（現行どおり）

第28条の4

第28条の5 会計専門職専攻（専門職学位課程）を修了した研修生は、別表第5に定める研修料を納付しなければならない。

第29条 入学金、授業料、研究実験費、心理特別実習費、施設設備費、在籍料、科目等履修料、研究生料、聴講料、研修料等の学費及び入学受験料、科目等履修生検定料、研究生申請料、聴講生検定料等の徴収については、別にこれを定める。

第30条 省略（現行どおり）

第9章 賞罰

第31条 省略（現行どおり）

第10章 教員及び運営組織

第32条 大学院の担当教員は、授業科目の授業を担当する授業担当教員と研究指導を担当する研究指導教員とし、甲南大学の専任教員の中から学長が命ずる。

2 必要があるときは、非常勤講師及び連携客員教授を置くことができる。

第25条の5

第25条の6 他の大学院専門職学位課程の学生で、会計専門職専攻（専門職学位課程）の授業科目を履修しようとする者があるときは、大学院間の協議に基づき、学長は、特別聴講学生として許可することができる。

第25条の7 会計専門職専攻（専門職学位課程）を修了した者で、高度の専門性を要する職業等に必要能力をさらに養うため、引き続き会計専門職専攻の教員の指導のもとで研修を希望する者（以下「研修生」という。）があるときは、教育に支障のない場合に限り、学長は、研修生として許可することができる。

2 会計専門職専攻研修生規程については、別に定める。

第8章 入学受験料、科目等履修生検定料、研究生申請料、聴講生検定料、入学金、授業料、研究実験費、心理特別実習費、施設設備費、在籍料、科目等履修料、研究生料、聴講料及び研修料

第26条 省略

第27条 省略

第28条 学生は、別表第4の（1）に定める授業料を納付しなければならない。

2 自然科学研究科及びフロンティアサイエンス研究科に在学する者は、別に別表第4の（2）に定める研究実験費を納付しなければならない。

3 人文科学研究科人間科学専攻（心理臨床分野）に在学する者は、別に別表第4の（3）に定める心理特別実習費を納付しなければならない。

4 会計専門職専攻（専門職学位課程）に在学する者は、別に別表第4の（5）に定める施設設備費を納付しなければならない。

5 休学中の者は、別表第4の（4）に定める在籍料を納付しなければならない。

第28条の2

| 省略

第28条の4

第28条の5 会計専門職専攻（専門職学位課程）を修了した研修生は、別表第5に定める研修料を納付しなければならない。

第29条 入学金、授業料、研究実験費、心理特別実習費、施設設備費、在籍料、科目等履修料、研究生料、聴講料、研修料等の学費及び入学受験料、科目等履修生検定料、研究生申請料、聴講生検定料等の徴収については、別にこれを定める。

第30条 省略

第9章 賞罰

第31条 省略

第10章 教員及び運営組織

第32条 修士課程及び博士後期課程の担当教員は、授業科目の授業を担当する授業担当教員と研究指導を担当する研究指導教員とし、甲南大学の専任教員の中から学長が命ずる。

2 必要があるときは、非常勤講師及び連携客員教授を置くことができる。

第32条の2 削除

第33条

| 省略 (現行どおり)

第36条

第37条 削除

第11章 削除

第38条 削除

附 則

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

| 省略 (現行どおり)

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 社会科学研究科会計専門職専攻（専門職学位課程）の平成27年度以降に入学する学生の募集を停止する。
- 3 フロンティアサイエンス研究科生命化学専攻（修士課程）の入学定員及び収容定員を変更する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。なお、社会科学研究科会計専門職専攻は平成28年3月31日をもって廃止する。

第32条の2 会計専門職専攻（専門職学位課程）には、専門職大学院設置基準に基づいて、教育上必要な教員を置くものとする。会計専門職専攻の教員組織については、別に定める。

第33条

| 省略

第36条

第37条 削除

第11章 会計専門職専攻（専門職学位課程）

第38条 この学則に定めるもののほか、会計専門職専攻（専門職学位課程）に関する規則を別に定める。

附 則

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

| 省略

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 社会科学研究科会計専門職専攻（専門職学位課程）の平成27年度以降に入学する学生の募集を停止する。
- 3 フロンティアサイエンス研究科生命化学専攻（修士課程）の入学定員及び収容定員を変更する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1

人文科学研究科

修士課程

日本語日本文学専攻 省略（現行どおり）

英語英米文学専攻 省略（現行どおり）

応用社会学専攻

授業科目		単位数	備考
専門	(必修A)		
科目	応用社会学演習Ⅰ	2	
	応用社会学演習Ⅱ	2	
	応用社会学演習Ⅲ	2	
	応用社会学演習Ⅳ	2	
	特定研究Ⅰ	2	
	特定研究Ⅱ	2	
	(必修B)		
	総合演習Ⅰ	2	
	総合演習Ⅱ	2	
	史学地理学民俗学演習Ⅰ	4	
	史学地理学民俗学演習Ⅱ	4	
	(選択)		
	応用社会学特殊講義Ⅰ	2	
	応用社会学特殊講義Ⅱ	2	
	家族社会学特殊講義	2	
	経験社会学特殊講義	2	
	表象文化特殊講義	2	
	方法論研究Ⅰ	2	
	方法論研究Ⅱ	2	
	方法論研究Ⅲ	2	
	方法論研究Ⅳ	2	
	人類学特殊講義Ⅰ	2	
	人類学特殊講義Ⅱ	2	
	社会運動特殊講義	2	
	地域文化特殊講義	2	
	歴史学特殊講義Ⅰ	2	
	歴史学特殊講義Ⅱ	2	

別表第1

人文科学研究科

修士課程

日本語日本文学専攻 省略

英語英米文学専攻 省略

応用社会学専攻

授業科目		単位数	備考
専門	(必修A)		
科目	応用社会学演習Ⅰ	2	
	応用社会学演習Ⅱ	2	
	応用社会学演習Ⅲ	2	
	応用社会学演習Ⅳ	2	
	特定研究Ⅰ	2	
	特定研究Ⅱ	2	
	(必修B)		
	総合演習Ⅰ	2	
	総合演習Ⅱ	2	
	史学地理学民俗学演習Ⅰ	4	
	史学地理学民俗学演習Ⅱ	4	
	(選択)		
	応用社会学特殊講義Ⅰ	2	
	応用社会学特殊講義Ⅱ	2	
	家族社会学特殊講義	2	
	経験社会学特殊講義	2	
	表象文化特殊講義	2	
	方法論研究Ⅰ	2	
	方法論研究Ⅱ	2	
	方法論研究Ⅲ	2	
	方法論研究Ⅳ	2	
	人類学特殊講義Ⅰ	2	
	人類学特殊講義Ⅱ	2	
	社会運動特殊講義	2	
	地域文化特殊講義	2	
	歴史学特殊講義Ⅰ	2	
	歴史学特殊講義Ⅱ	2	

	歴史学特殊講義Ⅲ	2
	歴史学特殊講義Ⅳ	2
	歴史学特殊講義Ⅴ	2
	歴史学特殊講義Ⅵ	2
	人文地理学特殊講義Ⅰ	2
	人文地理学特殊講義Ⅱ	2
	民俗文化特殊講義Ⅰ	2
	民俗文化特殊講義Ⅱ	2
	社会史特殊講義Ⅰ	2
	社会史特殊講義Ⅱ	2
専攻 横断 科目	日本文学の主要問題a	2
	日本文学の主要問題b	2
	日本語学の主要問題a	2
	日本語学の主要問題b	2
	英語学の主要問題a	2
	英語学の主要問題b	2
	英米文学の主要問題a	2
	英米文学の主要問題b	2
	英米文化の主要問題a	2
	英米文化の主要問題b	2
	応用社会学の主要問題Ⅰ	2
	応用社会学の主要問題Ⅱ	2
	歴史学と地理学の主要問題Ⅰ	2
	歴史学と地理学の主要問題Ⅱ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅰ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅱ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅲ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅳ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅴ	2

	歴史学特殊講義Ⅲ	2
	歴史学特殊講義Ⅳ	2
	歴史学特殊講義Ⅴ	2
	歴史学特殊講義Ⅵ	2
	人文地理学特殊講義Ⅰ	2
	人文地理学特殊講義Ⅱ	2
	民俗文化特殊講義Ⅰ	2
	民俗文化特殊講義Ⅱ	2
	社会史特殊講義Ⅰ	2
	社会史特殊講義Ⅱ	2
専攻 横断 科目	日本文学の主要問題a	2
	日本文学の主要問題b	2
	日本語学の主要問題a	2
	日本語学の主要問題b	2
	英語学の主要問題a	2
	英語学の主要問題b	2
	英米文学の主要問題a	2
	英米文学の主要問題b	2
	英米文化の主要問題a	2
	英米文化の主要問題b	2
	応用社会学の主要問題Ⅰ	2
	応用社会学の主要問題Ⅱ	2
	歴史学と地理学の主要問題Ⅰ	2
	歴史学と地理学の主要問題Ⅱ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅰ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅱ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅲ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅳ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅴ	2
	関連 基礎 科目	応用社会学基礎講義Ⅰ
応用社会学基礎講義Ⅱ		2
史学地理学民俗学基礎講義Ⅰ		2
史学地理学民俗学基礎講義Ⅱ		2
	方法論基礎研究Ⅰ	2
	方法論基礎研究Ⅱ	2

<p>専門探究コース</p> <p>1 必修科目（必修A〔6科目12単位〕又は必修B〔4科目12単位〕）、選択科目から18単位以上、併せて30単位以上修得すること。</p> <p>2 研究指導教員が必要と認めるときは、他専攻の開講科目（専門科目に限る。）を、専攻横断科目と併せて8単位を上限として選択科目に充てることができる。</p> <p>多元教養コース</p> <p>1 必修科目（必修A〔6科目12単位〕又は必修B〔4科目12単位〕）、専攻横断科目（8単位以上12単位以内）、選択科目を併せて30単位以上修得すること。</p> <p>2 研究指導教員が必要と認めるときは、他専攻の開講科目（専門科目に限る。）については、8単位を上限として選択科目に充てることができる。</p>

<p>方法論基礎研究Ⅲ 4</p> <p>専門探究コース</p> <p>1 必修科目（必修A〔6科目12単位〕又は必修B〔4科目12単位〕）、選択科目から18単位以上、併せて30単位以上修得すること。</p> <p>2 研究指導教員が必要と認めるときは、関連基礎科目については、8単位を上限として選択科目に充てることができる。</p> <p>3 研究指導教員が必要と認めるときは、他専攻の開講科目（専門科目に限る。）を、専攻横断科目と併せて8単位を上限として選択科目に充てることができる。</p> <p>多元教養コース</p> <p>1 必修科目（必修A〔6科目12単位〕又は必修B〔4科目12単位〕）、専攻横断科目（8単位以上12単位以内）、選択科目を併せて30単位以上修得すること。</p> <p>2 研究指導教員が必要と認めるときは、関連基礎科目については、8単位を上限として選択科目に充てることができる。</p> <p>3 研究指導教員が必要と認めるときは、他専攻の開講科目（専門科目に限る。）については、8単位を上限として選択科目に充てることができる。</p>

人間科学専攻

	授業科目	単位数	備考
専門 科目	(必修)		
	人間科学総論Ⅰ	2	
	人間科学総論Ⅱ	2	
	人間科学演習Ⅰ	4	
	人間科学演習Ⅱ	4	
	(選択必修)		
	[環境・芸術・思想]		
	人間科学思想研究	2	
	言語思想研究	2	
	現代芸術思想研究	2	
芸術思想研究	2		
人間・環境学研究	2		

人間科学専攻

	授業科目	単位数	備考
専門 科目	(必修)		
	人間科学総論Ⅰ	2	
	人間科学総論Ⅱ	2	
	人間科学演習Ⅰ	4	
	人間科学演習Ⅱ	4	
	(選択必修)		
	[環境・芸術・思想]		
	人間科学思想の主要問題Ⅰ	2	
	人間科学思想の主要問題Ⅱ	2	
	人間科学思想の主要問題Ⅲ	2	
	人間科学思想の主要問題Ⅳ	2	
	人間科学思想の主要問題Ⅴ	2	
	人間科学思想研究	2	
	言語思想研究	2	
	現代芸術思想研究	2	
	芸術思想研究	2	
	人間・環境学研究	2	

環境倫理研究	2
国際環境ネットワーク	2
国内環境ネットワーク	2
生命倫理研究	2
現代思想特論	2
言語イメージ特論	2
現代社会と表現	2
死生学研究	2
芸術と福祉	2
美学思想特論	2
環境教育学特論	2
フィールドワーク特論 I a	2
フィールドワーク特論 I b	2
フィールドワーク特論 II	2
〔心理臨床〕	
人間関係学特論	2
社会心理学特論	2
人格心理学特論	2
投影法特論	2
臨床心理学特論 I	2
臨床心理学特論 II	2
臨床心理実習	2
臨床心理面接特論 I	2
臨床心理面接特論 II	2
臨床心理査定演習 I	2
臨床心理査定演習 II	2
臨床心理査定演習 III	2
トラウマ回復支援論	2
臨床教育学特論	2
精神医学特論	2
障害者（児）心理学特論	2
臨床心理基礎実習	2
心理学統計法	2
心理学研究法特論	2
心理療法特論	2

環境倫理研究	2
国際環境ネットワーク	2
国内環境ネットワーク	2
生命倫理研究	2
現代思想特論	2
言語イメージ特論	2
現代社会と表現	2
死生学研究	2
芸術と福祉	2
美学思想特論	2
環境教育学特論	2
フィールドワーク特論 I a	2
フィールドワーク特論 I b	2
フィールドワーク特論 II	2
〔心理臨床〕	
人間関係学特論	2
社会心理学特論	2
人格心理学特論	2
投影法特論	2
臨床心理学特論 I	2
臨床心理学特論 II	2
臨床心理実習	2
臨床心理面接特論 I	2
臨床心理面接特論 II	2
臨床心理査定演習 I	2
臨床心理査定演習 II	2
臨床心理査定演習 III	2
トラウマ回復支援論	2
臨床教育学特論	2
精神医学特論	2
障害者（児）心理学特論	2
臨床心理基礎実習	2
心理学統計法	2
心理学研究法特論	2
心理療法特論	2

専攻	日本文学の主要問題a	2
横断	日本文学の主要問題b	2
科目	日本語学の主要問題a	2
	日本語学の主要問題b	2
	英語学の主要問題a	2
	英語学の主要問題b	2
	英米文学の主要問題a	2
	英米文学の主要問題b	2
	英米文化の主要問題a	2
	英米文化の主要問題b	2
	応用社会学の主要問題Ⅰ	2
	応用社会学の主要問題Ⅱ	2
	歴史学と地理学の主要問題Ⅰ	2
	歴史学と地理学の主要問題Ⅱ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅰ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅱ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅲ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅳ	2
	人間科学思想の主要問題Ⅴ	2
関連	〔環境・芸術・思想〕	
基礎	現代思想基礎研究Ⅰ	2
科目	現代思想基礎研究Ⅱ	2
	環境学基礎原理Ⅰ	2
	環境学基礎原理Ⅱ	2
	芸術学基礎研究Ⅰ	2
	芸術学基礎研究Ⅱ	2
	〔心理臨床〕	
	臨床心理学基礎研究Ⅰ	2
	臨床心理学基礎研究Ⅱ	2
	臨床心理査定基礎研究Ⅰ	2
	臨床心理査定基礎研究Ⅱ	2

専門探究コース環境・芸術・思想専修

1 必修科目12単位、選択必修科目22単位以上（ただし、「心理臨床」の科目群の人間関係学特論、社会心理学特論、人格心理学特論、臨床教育学特論、障害者（児）心理学特論、心理学統計法、心理学研究法特論から4単位以上、「環境・芸術・思想」の科目群から8単位以上）、併せて34単位以上を修得すること。

関連	〔環境・芸術・思想〕	
基礎	現代思想基礎研究Ⅰ	2
科目	現代思想基礎研究Ⅱ	2
	環境学基礎原理Ⅰ	2
	環境学基礎原理Ⅱ	2
	〔心理臨床〕	
	臨床心理学基礎研究Ⅰ	2
	臨床心理学基礎研究Ⅱ	2
	臨床心理査定基礎研究Ⅰ	2
	臨床心理査定基礎研究Ⅱ	2

1 環境・芸術・思想を専修する者は、必修科目12単位、選択必修22単位以上（ただし、人間関係学特論、社会心理学特論、人格心理学特論、臨床教育学特論、精神医学特論、障害者（児）心理学特論、心理学統計法、心理学研究法特論から4単位以上、「環境・芸術・思想」の科目群から8単位以上）、併せて34単位以上を修

2 関連基礎科目は、4単位を上限として選択必修に充てることができる。

3 研究指導教員が必要と認めるときは、専攻横断科目及び、他専攻の専攻科目を8単位を上限として選択必修科目に充てることができる。

専門探究コース心理臨床専修

1 必修科目12単位、選択必修22単位以上（ただし、「環境・芸術・思想」の科目群から4単位以上、「心理臨床」の科目群から8単位以上）、併せて34単位以上を修得すること。

2 専攻横断科目のうち「人間科学思想の主要問題Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」から4単位を「環境・芸術・思想」の選択必修科目に充てることができる。

3 関連基礎科目は、4単位を上限として選択必修に充てることができる。

4 研究指導教員が必要と認めるときは、専攻横断科目（「人間科学思想の主要問題Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」を除く。）及び、他専攻の専門科目を8単位を上限として履修することができる。

多元教養コース

1 必修科目12単位、専攻横断科目（8単位以上12単位以内）、選択必修科目（ただし、「心理臨床」の科目群は、人間関係学特論、社会心理学特論、人格心理学特論、臨床教育学特論、障害者（児）心理学特論、心理学統計法、心理学研究法特論に限る）、併せて34単位以上を修得すること。

2 関連基礎科目は、4単位を上限として選択必修に充てることができる。

3 研究指導教員が必要と認めるときは、他専攻の開講科目（専門科目に限る）については、8単位を上限として選択必修科目に充てることができる。

博士後期課程

日本語日本文学専攻 省略（現行どおり）
英語英米文学専攻 省略（現行どおり）
応用社会学専攻 省略（現行どおり）
人間科学専攻 省略（現行どおり）

自然科学研究科

修士課程
物理学専攻

得すること。

2 心理臨床を専修する者は、必修科目12単位、選択必修22単位以上（ただし、「環境・芸術・思想」の科目群から4単位以上、「心理臨床」の科目群から8単位以上）、併せて34単位以上を修得すること。

3 関連基礎科目は、4単位を上限として選択必修に充てることができる。

4 研究指導教員が必要と認めるときは、他専攻の開講科目（専門科目、専攻横断科目〔「人間科学思想の主要問題Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」を除く。〕）を、8単位を上限として履修することができる。

博士後期課程

日本語日本文学専攻 省略
英語英米文学専攻 省略
応用社会学専攻 省略
人間科学専攻 省略

自然科学研究科

修士課程
物理学専攻

		授業科目	単位数	備考	
専門 科目	必修	物理学研究演習Ⅰ	2		
		物理学研究演習Ⅱ	2		
		物理学特別研究	12		
	選択	宇宙物理学特論Ⅱ	2		
		必修A	宇宙核物理学特論		2
			天文学特論		2
			物理学特殊講義Ⅰ		2
	必修B	物理学特殊講義Ⅱ	2		
		量子エレクトロニクス特論	2		
		電子物性物理学特論	2		
		電子相関物理学	2		
	基礎 科目	選択 必修 C	物理学特殊講義Ⅲ		2
			物理学特殊講義Ⅳ		2
			量子力学特論A		2
量子力学特論B			2		
固体物理学			2		
半導体材料物理学			2		
宇宙物理学特論Ⅰ			2		
原子核物理学特論	2				
共通 科目		天文学	2		
		科学技術英語	2		
		科学リテラシー	2		
		知的財産法	2		

必修科目16単位、選択必修A科目2単位以上、選択必修B科目2単位以上、選択必修C科目4単位以上を含め、計30単位以上を修得すること。

なお、研究指導教員の指示を受けて他の専攻の講義科目4単位以内を前記選択必修科目の単位に充てることができる。

化学専攻 省略（現行どおり）
 生物学選考 省略（現行どおり）
 博士後期課程
 物理学専攻 省略（現行どおり）
 生命・機能科学専攻 省略（現行どおり）
 知能情報学専攻 省略（現行どおり）

		授業科目	単位数	備考	
専門 科目	必修	物理学研究演習Ⅰ	2		
		物理学研究演習Ⅱ	2		
		物理学特別研究	12		
	選択	宇宙物理学特論Ⅱ	2		
		必修A	宇宙核物理学特論		2
			天文学特論		2
			物理学特殊講義Ⅰ		2
	必修B	物理学特殊講義Ⅱ	2		
		量子エレクトロニクス特論	2		
		電子物性物理学特論	2		
		電子相関物理学	2		
	基礎 科目	選択 必修	物理学特殊講義Ⅲ		2
			物理学特殊講義Ⅳ		2
			量子力学特論A		2
量子力学特論B			2		
固体物理学			2		
半導体材料物理学			2		
宇宙物理学特論Ⅰ			2		
原子核物理学特論	2				
共通 科目	選択 必修	天文学	2		
		科学技術英語	2		
		科学リテラシー	2		
		知的財産法	2		

必修科目16単位、選択必修A科目2単位以上、選択必修B科目2単位以上を含め、計30単位以上を修得すること。

なお、研究指導教員の指示を受けて他の専攻の講義科目4単位以内を前記選択必修科目の単位に充てることができる。

化学専攻 省略
 生物学選考 省略
 博士後期課程
 物理学専攻 省略
 生命・機能科学専攻 省略
 知能情報学専攻 省略

社会科学部研究科

修士課程

経済学専攻 省略（現行どおり）

経営学専攻 省略（現行どおり）

博士後期課程

経営学専攻 省略（現行どおり）

社会科学部研究科

修士課程

経済学専攻 省略

経営学専攻 省略

博士後期課程

経営学専攻 省略

専門職学位課程

会計専門職専攻

授業科目		単位数	備考
財務会計系	基礎科目	国際会計の基礎	区分A （国際科目） 12単位以上選択必修
	発展科目	国際会計基準Ⅰ（概念フレームワーク）	
		国際会計基準Ⅱ（個別基準）	
		英文簿記会計	
	応用・実践科目	英文財務諸表	
	基礎科目	簿記入門	
		簿記Ⅰ（個別財務諸表）	
		簿記Ⅱ（連結財務諸表）	
		財務会計演習Ⅰ（個別財務諸表）	
		財務会計の基礎	
		財務諸表Ⅰ（個別財務諸表）	
		財務諸表Ⅱ（連結財務諸表）	
	発展科目	財務会計演習Ⅱ（連結財務諸表）	
		財務会計演習Ⅲ（特殊会計）	
		簿記Ⅲ（特殊会計）	
		財務会計実務	
		財務諸表Ⅲ（特殊会計）	
	応用・実践科目	知的財産会計	
		会計情報システム	
		会計ディスクロージャー（情報開示制度）	
公会計			

管理会計系	基礎科目	管理会計の基礎	2	8単位以上選択必修
		原価計算入門	2	
		原価計算Ⅰ（総論）	2	
		原価計算Ⅱ（総合原価計算）	2	
	発展科目	管理会計演習Ⅰ（管理会計実務）	2	
	上級管理会計	2		
応用・実践科目	財務分析	2		
	管理会計演習Ⅱ（米国管理会計）	2		
監査系	基礎科目	職業倫理	2	2単位必修
		監査の基礎	2	6単位以上選択必修
	発展科目	監査基準Ⅰ（監査制度・監査主体）	2	
		監査基準Ⅱ（監査実施論）	2	
		監査基準Ⅲ（監査報告論）	2	
発展科目	監査実務演習	2		
応用・実践科目	国際監査実務	2		
	システム監査	2		
法律系	基礎科目	企業法の基礎	2	4単位以上選択必修
		会社法Ⅰ	2	
		会社法Ⅱ	2	
		租税法入門	2	
		租税法の基礎	2	
		法人税法Ⅰ（法人税の基礎）	2	
		発展科目	企業法（商法総則・商行為法・金商法）	
		会社法演習	2	
		企業法演習	2	
		法人税法Ⅱ（法人税法事例研究）	2	
		租税法演習	2	
		所得税法	2	
		相続税法	2	
		消費税法	2	
	民法	2		
応用・実践科目	国際税務	2		
経営・経済系	基礎科目	経営学	2	2単位以上選択必修
		経営学演習	2	
		経営学応用演習	2	

		経営組織	2	
		経営倫理	2	
		マクロ経済学	2	
	発展科目	経営管理	2	
		経営戦略	2	
		コーポレート・ファイナンス	2	
		ミクロ経済学	2	
	応用・実践科目	マーケティング	2	
		中国ビジネス	2	
		ナレッジマネジメント・ERP	2	
情報・統計系	基礎科目	経営情報システム	2	区分B (情報科目) 2単位以上選択必修
	発展科目	情報システムの分析と設計	2	
		データベースマネジメント	2	
	応用・実践科目	情報セキュリティ	2	
		会計ソフト実務	2	
	基礎科目	統計学Ⅰ(基礎)	2	
	発展科目	統計学Ⅱ(応用)	2	
		統計学演習	2	
個別指導		会計専門職基礎演習Ⅰ	2	区分C (演習・指導科目) 2単位以上選択必修
		会計専門職基礎演習Ⅱ	2	
		会計専門職発展演習Ⅰ	2	
		会計専門職発展演習Ⅱ	2	
		会計専門職応用演習	2	
		会計専門職実務演習Ⅰ	2	
		会計専門職実務演習Ⅱ	2	
		演習(論文指導)Ⅰ	4	
		演習(論文指導)Ⅱ	4	
		会計学実践講義基礎Ⅰ(個別財務諸表)	2	
		会計学実践講義基礎Ⅱ(会計規則・会計基準)	2	
		会計学実践講義応用Ⅰ(コーポレート・ファイナンスの理論)	2	
		会計学実践講義応用Ⅱ(コーポレート・ファイナンスの実務)	2	
		会計学実践演習	2	
		会計学入門演習	2	
修了要件				

フロンティアサイエンス研究科
 修士課程
 生命化学専攻

	授業科目	単位数	備考
必修			
	ナノバイオ研究実験	12	
選択必修A	上級ナノサイエンス	2	
	上級バイオサイエンス	2	
	上級ナノバイオサイエンス	2	
	上級ケミカルサイエンス	2	
選択必修B	ナノバイオ研究演習1	2	
	ナノバイオ研究演習2	2	
	ナノバイオ国際演習	2	
選択必修C	核酸化学特論	2	

会計専門職専攻の学生は、次に定めるところにしたがって合計52単位以上を修得しなければならない。

- 1 必修科目 2単位
 監査系科目「職業倫理」 2単位
- 2 選択必修科目 合計 36単位以上
 財務会計系科目 12単位以上
 うち区分A（国際科目）より2単位以上
 管理会計系科目 8単位以上
 監査系科目 6単位以上
 法律系科目 4単位以上
 経営・経済系科目 2単位以上
 区分B（情報科目） 2単位以上
 区分C（演習・指導科目） 2単位以上
- 3 「演習（論文指導）Ⅰ」及び「演習（論文指導）Ⅱ」（合計8単位）を履修する者は、この2科目8単位を必ず修得しなければならない。
- 4 1年間に履修登録することのできる単位数の上限は38単位とする。
- 5 専門職指導主任の指示を受けて、経済学専攻及び経営学専攻の講義科目は、8単位を上限として修了単位に充てることができる。ただし、必修及び選択必修の単位に充てることができない。

フロンティアサイエンス研究科
 修士課程
 生命化学専攻

	授業科目	単位数	備考
必修	ナノバイオ研究演習1	2	
	ナノバイオ研究演習2	2	
	ナノバイオ研究実験	12	
選択必修A	上級ナノサイエンス	2	
	上級バイオサイエンス	2	
	上級ナノバイオサイエンス	2	
	上級ケミカルサイエンス	2	
選択必修B	核酸化学特論	2	
	ナノエレクトロニクス特論	2	

	セルエンジニアリング特論	2
	生命無機化学特論	2
	ナノバイオセンシング特論	2
	ナノバイオアーキテクチャー特論	2
	生命有機化学特論	2
	高分子科学特論	2
選択必修D	ナノバイオ創薬特論	2
	ナノバイオ医療診断特論	2
	ナノバイオ食品/材料工学特論	2
	フロンティアサイエンス特論1	2
	フロンティアサイエンス特論2	2
必修科目12単位、選択必修A科目4単位以上、選択必修B科目4単位以上、選択必修C科目6単位以上、 <u>選択必修D科目2単位以上</u> 、計30単位以上を修得すること。		

博士後期課程

生命化学専攻 省略 (現行どおり)

別表第2 省略 (現行どおり)

別表第3

(単位 円)

入学金	人文科学研究科・社会科学研究科 (経済学専攻・経営学専攻)・ 自然科学研究科・フロンティアサイエンス研究科	300,000
-----	--	---------

別表第4の(1)

(単位 円)

授業料	人文科学研究科・社会科学研究科 (経済学専攻・経営学専攻)	617,000
	自然科学研究科・フロンティアサイエンス研究科	803,000

別表第4の(2)

| 省略 (現行どおり)

別表第4の(4)

別表第4の(5)

削除

	セルエンジニアリング特論	2
	生命無機化学特論	2
	ナノバイオセンシング特論	2
	ナノバイオアーキテクチャー特論	2
	生命有機化学特論	2
選択必修C	ナノバイオ創薬特論	2
	ナノバイオ医療診断特論	2
	ナノバイオ食品/材料工学特論	2
	アントレプレナーマネジメント	2
必修科目16単位、選択必修A科目4単位以上、選択必修B科目6単位以上、 <u>選択必修C科目2単位以上</u> 、計30単位以上を修得すること。		

博士後期課程

生命化学専攻 省略

別表第2 省略

別表第3

(単位 円)

入学金	人文科学研究科・社会科学研究科 (経済学専攻・経営学専攻)・ 自然科学研究科・フロンティアサイエンス研究科	300,000
	社会科学研究科 (会計専門職専攻)	150,000

別表第4の(1)

(単位 円)

授業料	人文科学研究科・社会科学研究科 (経済学専攻・経営学専攻)	617,000
	自然科学研究科・フロンティアサイエンス研究科	803,000
	社会科学研究科 (会計専門職専攻)	1,200,000

別表第4の(2)

| 省略

別表第4の(4)

別表第4の(5)

(単位 円)

施設設備費		200,000
-------	--	---------

別表第5

(単位 円)

科目等履修料		1単位	20,000
研究生料	人文科学研究科・社会科学研究科	前期	100,000
		後期	100,000
		通年	200,000
	自然科学研究科・フロンティアサイエンス研究科	前期	136,250
		後期	136,250
		通年	272,500
聴講料		1単位	15,000
研修料	社会科学研究科（会計専門職専攻）	前期	64,800
		後期	64,800
		通年	129,600

※ 自然科学研究科・フロンティアサイエンス研究科の研究生料は、前期・後期各36,250円の研究実験費相当分を含む。

※ 研修料は、消費税（8％）の税額を含む。

在学期間中毎年徴収する。

別表第5

(単位 円)

科目等履修料		1単位	20,000
研究生料	人文科学研究科・社会科学研究科	前期	100,000
		後期	100,000
		通年	200,000
	自然科学研究科・フロンティアサイエンス研究科	前期	136,250
		後期	136,250
		通年	272,500
聴講料		1単位	15,000
研修料	社会科学研究科（会計専門職専攻）	前期	64,800
		後期	64,800
		通年	129,600

※ 自然科学研究科・フロンティアサイエンス研究科の研究生料は、前期・後期各36,250円の研究実験費相当分を含む。

※ 研修料は、消費税（8％）の税額を含む。

